

永住外国人に対する地方参政権付与に関する法律の制定に反対する意見書

わが国に永住する外国人に対する地方参政権付与の問題をめぐっては、これまでもしばしば付与法案が提出され、廃案となってきたところです。しかし、国民的議論も深められていない中で、国の根幹にかかわる地方参政権付与に関する法律案が、本年1月18日に開会した通常国会にも提出する動きが伝えられています。

日本国憲法第15条第1項においては「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」と規定され、また第93条第2項においては「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。」と規定されています。

また、平成7年（1995）2月28日の最高裁判所判決では「憲法が選挙権を保障しているのは日本国民で、その保障は外国人には及んでいない」とし、「それは地方選挙も同様で、第93条第2項の住民とは日本国民を指す」と指摘しています。

そもそも参政権は、日本国憲法の基本原理の1つである国民主権の原理に基づくものであり、一方で国籍法第4条においては「外国人は、帰化によって、日本の国籍を取得することができる。」と規定されていることから、外国人が参政権を取得するには帰化によるべきものであり、これを立法により付与することは憲法上許されないものと考えています。

従って、国におかれては、永住外国人に対する地方参政権付与に関する法律を制定することのないよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年（2010）3月23日

島根県出雲市議会議長 山代裕始